

消費者教育の現状と課題

～推進の鍵は何か～

平成20年1月26日

内閣府 山崎速人

消費者基本法(平成16年6月)

第17条

国は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に準じて、当該地域の社会的、経済的状况に応じた施策を講ずるよう努めなければならない。

消費者基本計画 (平成17年4月)

1. 消費者の
安全・安心の確保

2. 消費者の自立の
ための基盤整備

3. 緊要な消費者トラブルへの
機動的・集中的な対応

- (4) 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり
- (5) 消費者団体訴訟制度の導入
- (6) 学校や社会教育施設における消費者教育の推進
- (7) 環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進

- ① 内閣府・文部科学省間の連携の強化
- ② 消費生活センターと教育委員会との連携の強化
- ③ 消費者教育の体系化
- ④ 消費者教育の基盤整備(教材の作成、ポータルサイトの構築等)
- ⑤ 「出前講座」実施の専門家育成

国民生活審議会消費者政策部会

(1) 国民生活審議会における指摘

- 昭和41年 第1次国民生活審議会
「消費者保護及び消費者教育に関する答申」
- 平成元年 第12次国民生活審議会
意見「消費者教育の推進について」
- 平成16年～17年 第19次国民生活審議会消費者政策部会
- 平成17年～19年 第20次国民生活審議会消費者政策部会

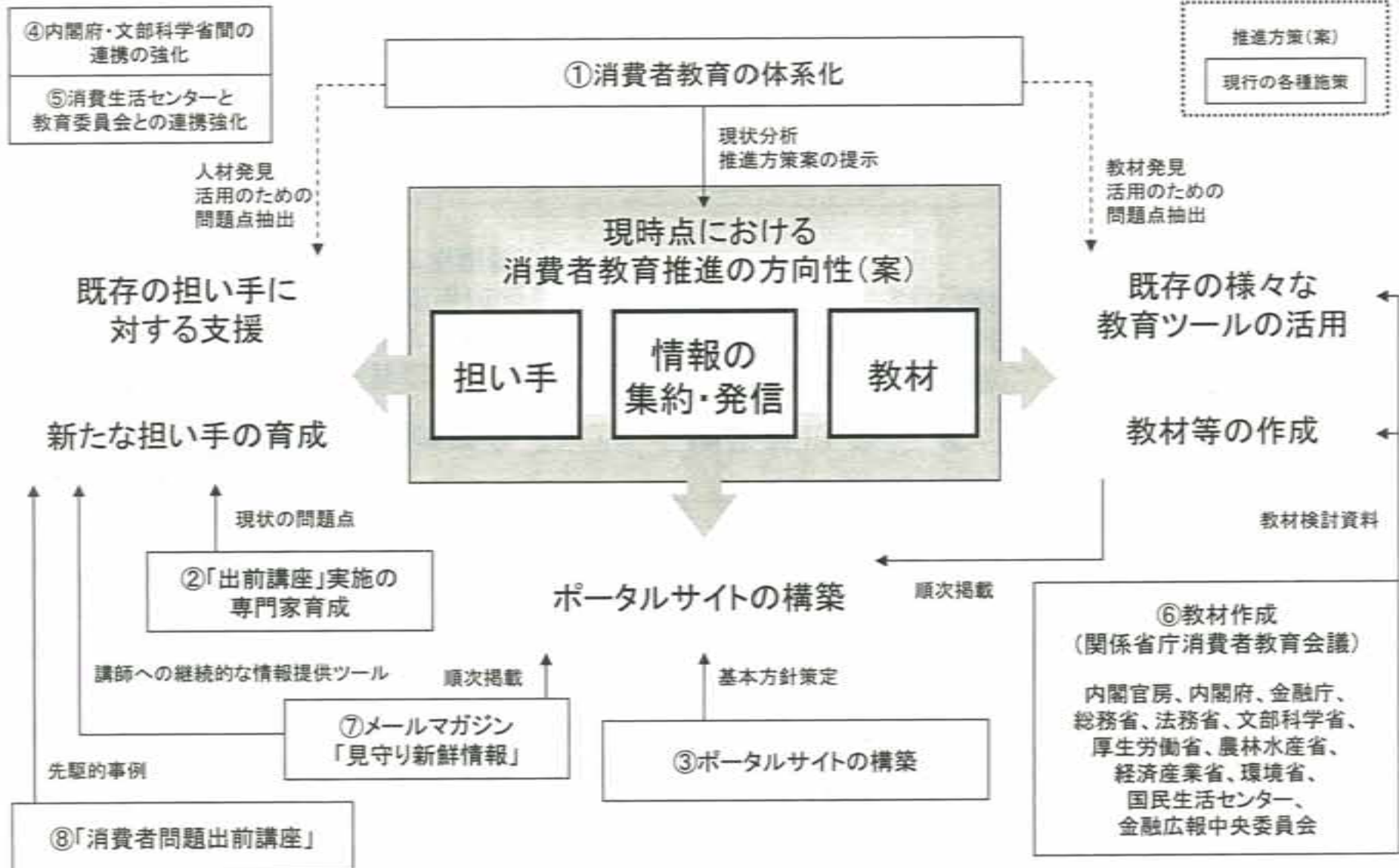
(2) 消費者教育の体系的推進について(平成19年6月第20次消費者政策部会とりまとめ)

※消費者教育は第20次消費者政策部会の議題の一つである。

□消費者教育推進上の課題

- (1) ライフステージ別の課題
- (2) 消費者教育の手段や基盤の整備
- (3) 消費者教育における各主体の取組みとコーディネート機能の強化

消費者教育に関する各種施策



①-1 消費者教育の体系化と推進方策

((財)消費者教育支援センター請負事業)

17年度 消費者教育の枠組みを体系シートとして整理

1. 消費者教育の理念:「自立した消費者」をめざして

目標①: 消費生活に関して、自ら進んで必要な知識を修得し、必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動できる消費者の育成と支援

目標②: 消費生活に関して、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮する消費者の育成と支援

2. 領域

①安全、②契約・取引、③情報、④環境

3. ライフステージ ①幼児期、②児童期、③少年期、④成人期(⑤高齢期)

消費者教育の体系シート - ライフステージに応じた領域別目標 -

◆消費者教育の理念：「自立した消費者」をめざして

目標①：消費生活に関して、自ら進んで必要な知識を修得し、必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動できる消費者の育成

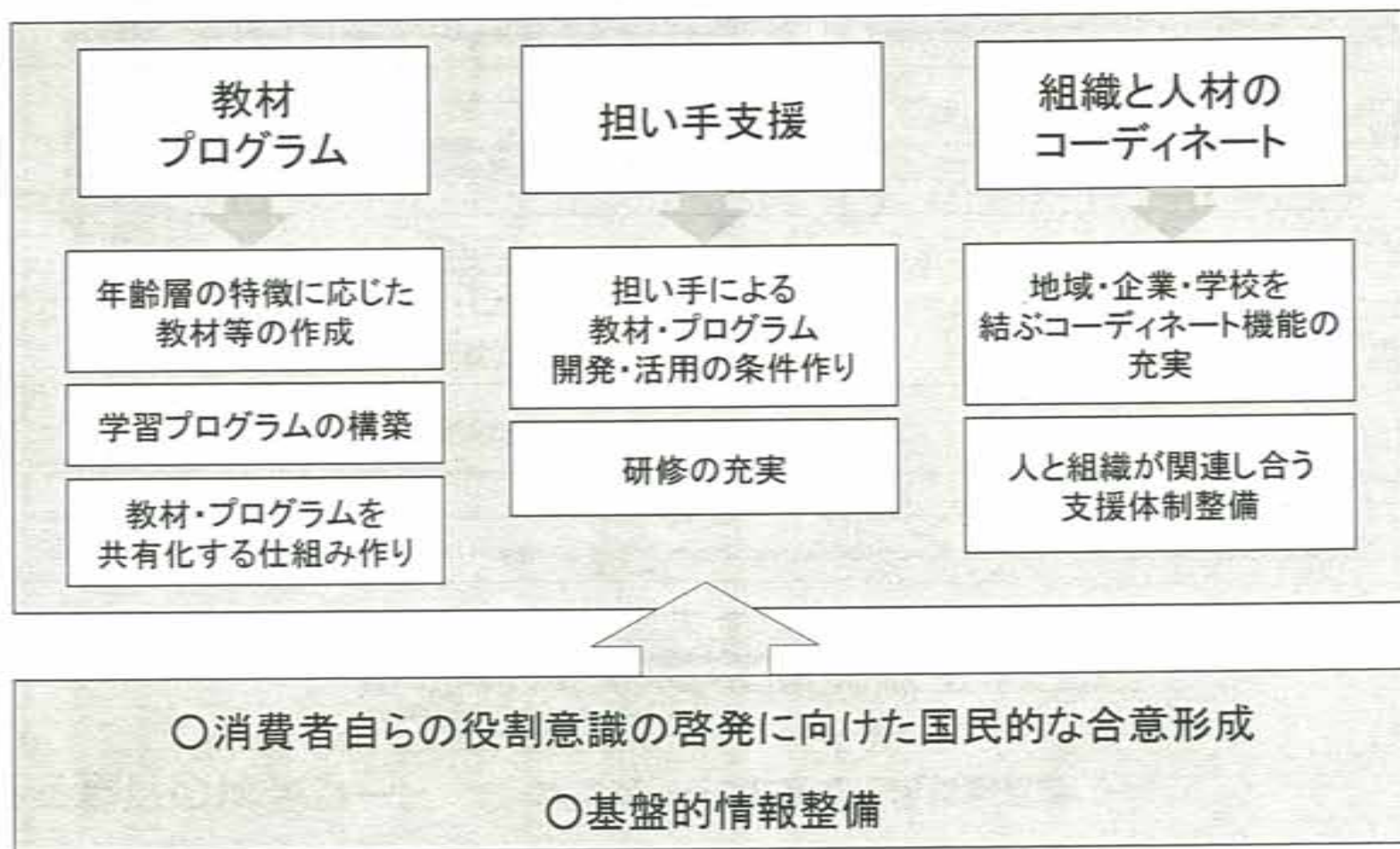
目標②：消費生活に関して、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮する消費者の育成

領域別の目標	安全				契約・取引				情報				環境			
	1 食品・食品を扱う事業者に関する情報を確認し、生命・健康への影響に配慮して、食品を適切に利用できる。 2 食品による事故・被害に適切な対応ができる。 3 安全に事から被害を回避し、消費者の安全を確保するために協力して取り組むことができる。				1 目的の必要性を満たすために、適切に判断し、合理的な選択ができる。 2 買付と適切に管理し、合理的な生活設計や貯蓄の使い方ができる。 3 契約の意味・内容や契約上の権利と義務を理解し、契約を誠実に履行できる。 ※トラブルにあったときに適切な対応ができるとともに、買戻して契約・取引ができる状態を目指し、協力して必要な取り組みができる。				1 情報通信と消費生活の向上に役立つことができる。 2 個人情報を適切に管理し、その他の権利や利益に配慮して情報通信と適切に活用できる。 3 知的財産権に配慮して、他人の創作物なども活用できる。				1 製品の購入段階において、製品の確保に関する情報を確認し、環境への影響に配慮した商品を選択できる。 2 商品の使用・廃棄段階において、物を大切にするとともに、消費者などが環境に及ぼす影響を認識し、適切な対応ができる。 3 持続可能な消費を目指し、消費生活に関する環境保全の取り組みに協力して取り組むことができる。			
ライフステージ																
幼児期	1 食品の安全性に関する基本的な知識を身に付けることができる。	2 食品の表示に関する基本的な知識を身に付けることができる。	3 食品の安全性に関する基本的な知識を身に付けることができる。	4 食品の安全性に関する基本的な知識を身に付けることができる。	1 目的の必要性を満たすために、適切に判断し、合理的な選択ができる。	2 買付と適切に管理し、合理的な生活設計や貯蓄の使い方ができる。	3 契約の意味・内容や契約上の権利と義務を理解し、契約を誠実に履行できる。	4 契約の意味・内容や契約上の権利と義務を理解し、契約を誠実に履行できる。	1 情報通信と消費生活の向上に役立つことができる。	2 個人情報を適切に管理し、その他の権利や利益に配慮して情報通信と適切に活用できる。	3 知的財産権に配慮して、他人の創作物なども活用できる。	4 知的財産権に配慮して、他人の創作物なども活用できる。	1 製品の購入段階において、製品の確保に関する情報を確認し、環境への影響に配慮した商品を選択できる。	2 商品の使用・廃棄段階において、物を大切にするとともに、消費者などが環境に及ぼす影響を認識し、適切な対応ができる。	3 持続可能な消費を目指し、消費生活に関する環境保全の取り組みに協力して取り組むことができる。	4 持続可能な消費を目指し、消費生活に関する環境保全の取り組みに協力して取り組むことができる。
児童期 (小学生)	1 食品の安全性に関する基本的な知識を身に付けることができる。	2 食品の表示に関する基本的な知識を身に付けることができる。	3 食品の安全性に関する基本的な知識を身に付けることができる。	4 食品の安全性に関する基本的な知識を身に付けることができる。	1 目的の必要性を満たすために、適切に判断し、合理的な選択ができる。	2 買付と適切に管理し、合理的な生活設計や貯蓄の使い方ができる。	3 契約の意味・内容や契約上の権利と義務を理解し、契約を誠実に履行できる。	4 契約の意味・内容や契約上の権利と義務を理解し、契約を誠実に履行できる。	1 情報通信と消費生活の向上に役立つことができる。	2 個人情報を適切に管理し、その他の権利や利益に配慮して情報通信と適切に活用できる。	3 知的財産権に配慮して、他人の創作物なども活用できる。	4 知的財産権に配慮して、他人の創作物なども活用できる。	1 製品の購入段階において、製品の確保に関する情報を確認し、環境への影響に配慮した商品を選択できる。	2 商品の使用・廃棄段階において、物を大切にするとともに、消費者などが環境に及ぼす影響を認識し、適切な対応ができる。	3 持続可能な消費を目指し、消費生活に関する環境保全の取り組みに協力して取り組むことができる。	4 持続可能な消費を目指し、消費生活に関する環境保全の取り組みに協力して取り組むことができる。
少年期 (中学生・高校生)	1 食品の安全性に関する基本的な知識を身に付けることができる。	2 食品の表示に関する基本的な知識を身に付けることができる。	3 食品の安全性に関する基本的な知識を身に付けることができる。	4 食品の安全性に関する基本的な知識を身に付けることができる。	1 目的の必要性を満たすために、適切に判断し、合理的な選択ができる。	2 買付と適切に管理し、合理的な生活設計や貯蓄の使い方ができる。	3 契約の意味・内容や契約上の権利と義務を理解し、契約を誠実に履行できる。	4 契約の意味・内容や契約上の権利と義務を理解し、契約を誠実に履行できる。	1 情報通信と消費生活の向上に役立つことができる。	2 個人情報を適切に管理し、その他の権利や利益に配慮して情報通信と適切に活用できる。	3 知的財産権に配慮して、他人の創作物なども活用できる。	4 知的財産権に配慮して、他人の創作物なども活用できる。	1 製品の購入段階において、製品の確保に関する情報を確認し、環境への影響に配慮した商品を選択できる。	2 商品の使用・廃棄段階において、物を大切にするとともに、消費者などが環境に及ぼす影響を認識し、適切な対応ができる。	3 持続可能な消費を目指し、消費生活に関する環境保全の取り組みに協力して取り組むことができる。	4 持続可能な消費を目指し、消費生活に関する環境保全の取り組みに協力して取り組むことができる。
成人期	1 食品の安全性に関する基本的な知識を身に付けることができる。	2 食品の表示に関する基本的な知識を身に付けることができる。	3 食品の安全性に関する基本的な知識を身に付けることができる。	4 食品の安全性に関する基本的な知識を身に付けることができる。	1 目的の必要性を満たすために、適切に判断し、合理的な選択ができる。	2 買付と適切に管理し、合理的な生活設計や貯蓄の使い方ができる。	3 契約の意味・内容や契約上の権利と義務を理解し、契約を誠実に履行できる。	4 契約の意味・内容や契約上の権利と義務を理解し、契約を誠実に履行できる。	1 情報通信と消費生活の向上に役立つことができる。	2 個人情報を適切に管理し、その他の権利や利益に配慮して情報通信と適切に活用できる。	3 知的財産権に配慮して、他人の創作物なども活用できる。	4 知的財産権に配慮して、他人の創作物なども活用できる。	1 製品の購入段階において、製品の確保に関する情報を確認し、環境への影響に配慮した商品を選択できる。	2 商品の使用・廃棄段階において、物を大切にするとともに、消費者などが環境に及ぼす影響を認識し、適切な対応ができる。	3 持続可能な消費を目指し、消費生活に関する環境保全の取り組みに協力して取り組むことができる。	4 持続可能な消費を目指し、消費生活に関する環境保全の取り組みに協力して取り組むことができる。
高齢期	1 食品の安全性に関する基本的な知識を身に付けることができる。	2 食品の表示に関する基本的な知識を身に付けることができる。	3 食品の安全性に関する基本的な知識を身に付けることができる。	4 食品の安全性に関する基本的な知識を身に付けることができる。	1 目的の必要性を満たすために、適切に判断し、合理的な選択ができる。	2 買付と適切に管理し、合理的な生活設計や貯蓄の使い方ができる。	3 契約の意味・内容や契約上の権利と義務を理解し、契約を誠実に履行できる。	4 契約の意味・内容や契約上の権利と義務を理解し、契約を誠実に履行できる。	1 情報通信と消費生活の向上に役立つことができる。	2 個人情報を適切に管理し、その他の権利や利益に配慮して情報通信と適切に活用できる。	3 知的財産権に配慮して、他人の創作物なども活用できる。	4 知的財産権に配慮して、他人の創作物なども活用できる。	1 製品の購入段階において、製品の確保に関する情報を確認し、環境への影響に配慮した商品を選択できる。	2 商品の使用・廃棄段階において、物を大切にするとともに、消費者などが環境に及ぼす影響を認識し、適切な対応ができる。	3 持続可能な消費を目指し、消費生活に関する環境保全の取り組みに協力して取り組むことができる。	4 持続可能な消費を目指し、消費生活に関する環境保全の取り組みに協力して取り組むことができる。

【脚 考】
 (1) 本体系シートは、消費者教育の全体像、体系的関係が定まるように、消費者教育のライフステージに応じた消費者教育の目標を示したものです。
 (2) 消費者教育では、消費生活に関する基礎的な事項を学ぶ必要があることから、テーマを絞って体系的な目標を掲げています。
 (3) ライフステージに応じて、「食品の安全性」「食品の表示」「食品の品質」「日本および消費生活の中で利用する商品」などとしているのは、消費者としての発達、消費生活で使う商品の広がりを踏まえて整理したためです。
 (4) 高齢期は高齢で過ごしているのは、社会人期の中でも特に高齢者に対して向けられた目標を示しているためです。

①-2 消費者教育の体系化と推進方策

18年度 消費者教育の推進方策を検討



②消費者教育の専門家育成

現状の問題点

消費生活センターの相談員や行政職員が消費者問題に関する啓発講座等を実施しているが、マンパワーにも限りがあり、継続的な情報提供が出来ない。

また、「区民講師」などの人材育成を実施している地方公共団体もあるがごく一部であり、またその育成状況や人材（講師）の活動状況などもバラつきがある。

→講師育成のための汎用的なプログラムの構築を行うことが必要。

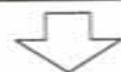
平成18年度 講師育成に関する実態調査

地方公共団体や消費者団体等が実施している講座の実態調査より、それらの問題点を把握し、今後内閣府が策定するプログラムの方向性を探る。



平成19年度 育成プログラムの策定方針決定

(実施機関、実施方法、実施内容、講師の位置づけ等の方針決定。)



平成20年度 育成プログラムの構築

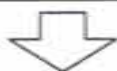
③ポータルサイトの構築

現状の問題点

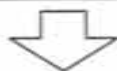
各種の行政機関、消費者団体、事業者団体、法曹団体等において、教材が作成されているものの、散在して消費者教育の現場に十分届いていない。

→教材が広く活用されていくために、用途に応じて必要な教材を簡易に検索・選択することができる消費者教育ポータルサイトが必要。

平成18年度 基本方針策定



平成19年度 ポータルサイトに掲載する情報(教材、人材、講座等)の
収集・選択・分類



平成20年度 ポータルサイトの構築・運用開始

④内閣府・文部科学省間の連携の強化

内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会

1. 目的

内閣府及び文部科学省間の消費者教育に関する連携の強化。

2. 開催実績

平成17年12月(初会合)～平成19年12月の間、計6回開催

【これまでの議題(主なもの)】

- 消費生活センターと教育委員会との連携強化について
- 地方公共団体に対するアンケート調査結果について
- 地方公共団体との意見交換 岩手県、大阪府
- 昨年度及び今年度における内閣府の取組みについて
- 昨年度及び今年度における文部科学省の取組みについて
- 学習指導要領改定の状況(今後の予定等含む)について 等

⑤消費生活センターと教育委員会との連携強化

- 消費者教育の推進のための消費者担当部局と教育担当部局との連携強化について(平成18年3月31日付け内閣府及び文部科学省連名による都道府県・政令指定都市宛)

〔内容〕

以下について、各都道府県・政令市に対し依頼

- 「消費者基本計画」で、「消費生活センターと教育委員会との連携強化」を盛り込まれたことから、消費者担当部局(消費生活センター等)と教育担当部局(教育委員会等)との連絡協議会の設置。
- 連絡協議会では、地域の実情に応じて、消費者問題に関する情報や教材を学校や社会教育施設へ提供するとともに、消費生活相談員をはじめとする外部の専門家の学校や社会教育施設への受け入れの円滑化を図ること。
- 各都道府県内の市町村(特別区を含む)においても、連絡協議会が設置され、消費者担当部局と教育担当部局との連携強化が図られるよう、本件についての周知。



消費者担当部局と教育担当部局との間で、定期的に会議を開いている割合(64団体中、40団体(62.5%))

⑥教材の作成

17年度

「高齢者の消費者トラブル 見守りガイドブック」

高齢者の消費者トラブルについて、高齢者の周りの方々（民生委員、ケアマネージャ、ヘルパー等）へ、気づきのポイントや解決へ至る道筋などを提示。

18年度

「幼児～児童と保護者用消費者教育教材」

- ・ 5歳～9歳程度対象の絵本
- ・ 保護者用の絵本の解説書も作成
- ・ 「子育て世帯向け消費者教育講座」用指導書（講座マニュアル）

「障害者の消費者トラブル 見守りガイドブック」

- ・ 障害者（身体障害者、知的障害者）の周りの方々を対象とした消費者トラブル対応のためのガイドブック。

19年度

- 消費者教育の教育内容に関する資料
 - 一般向けの消費者教育の教材（イラスト入り）
- を作成中

関係省庁消費者教育会議

【開催趣旨】

消費者教育の全体にわたって教材等を計画的・効果的に整えていくため、「関係省庁消費者教育会議」を開催し、関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整を行う。

【構成省庁】

内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、独立行政法人国民生活センター、金融広報中央委員会事務局

【第1回】(平成18年10月25日)

- 関係省庁消費者教育会議の開催主旨について
- 関係団体等からの情報収集
 - ・横浜国立大学教授 西村 隆男 氏
 - ・R25編集長・R25式モバイル編集長 藤井 大輔 氏
- 関係省庁間における情報共有・調整
 - ・本年度において各府省庁等が作成する教材等の内容
 - ・各府省庁等における次年度の予算要求

【第2回】(平成19年3月30日)

- 消費者教育ポータルサイトについて

【第3回】(平成19年7月27日)

- 消費者教育用教材の作成状況等について

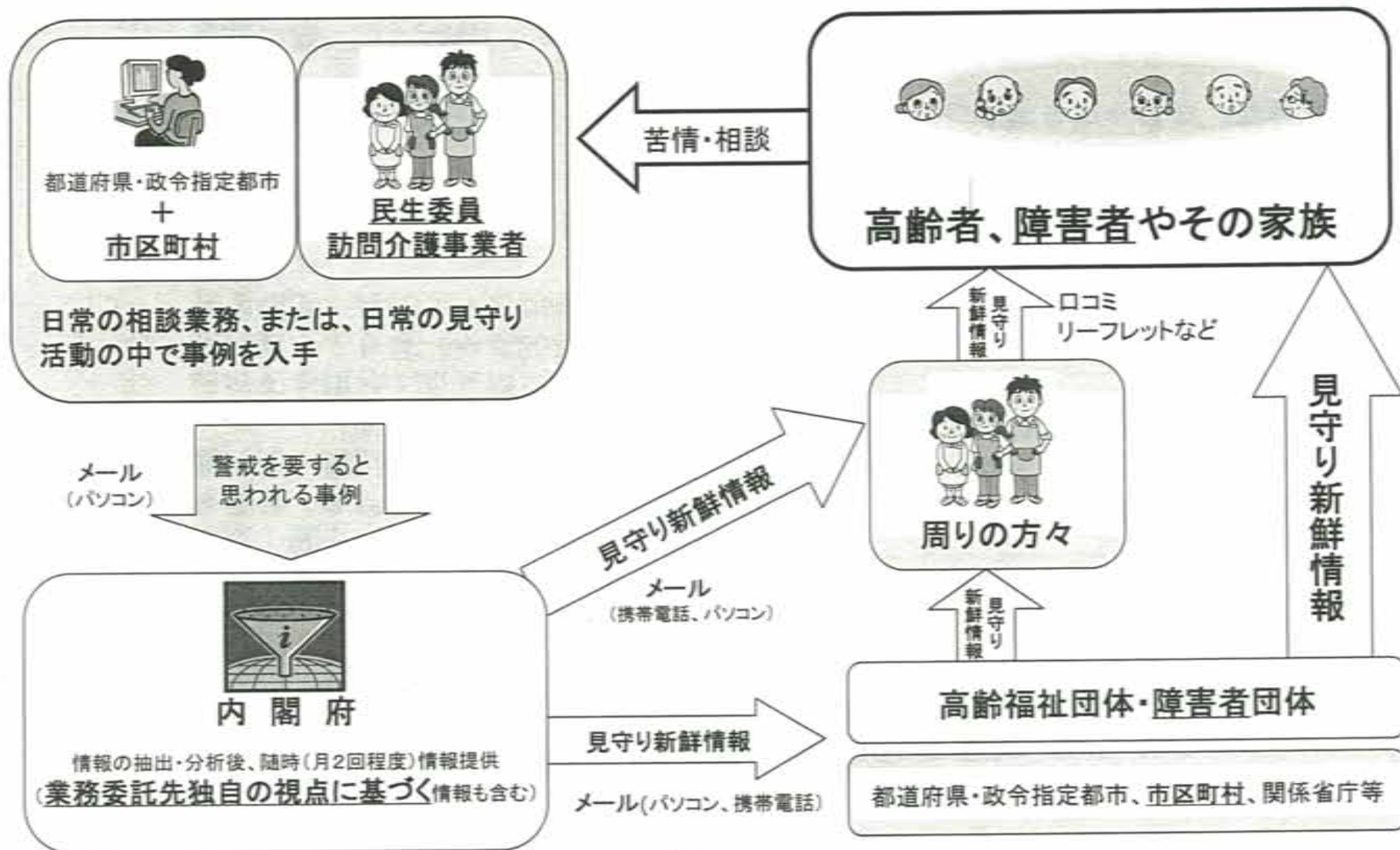
⑦「見守り新鮮情報」

概要

1. 目的：高齢者や障害者の消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止
 2. 手段：電子メール及びホームページ
 3. 発信者：内閣府（企画・編集は請負先に委託）
 4. 送付先：高齢福祉関係団体、障害者関係団体、地方公共団体、希望する方々
（高齢者や障害者の家族、高齢者や障害者の周りの方々、その他）
 5. 送付する情報：悪質商法の情報や悪質業者の手口など
 6. 発行数：25号（平成20年1月26日現在）
 7. 発信頻度：月に1～2回程度
 8. 登録画面
パソコン用：<https://mail.consumer.go.jp/wrp/mimamori/form/000001/regist>
携帯電話用：<https://mail.consumer.go.jp/wrp/mimamori/ma.cgi?a=r&g=000002>
- ※ご自身で上記URLにアクセスし、メールアドレス等を打ち込み、登録をして頂く必要があります。
9. 登録件数：17,201件（平成20年1月26日現在）
 10. 予想される効果「見守り新鮮情報」を高齢者や障害者の周りの方々にお伝え頂くことにより、多くの方々の消費者被害を防ぐことができる。

⑦ 高齢者・障害者見守りネット

-悪質商法早期警戒情報の提供(イメージ)



⑧消費者問題出前講座

※19年度の講座内訳

